

2018年7月○日

○○党 ○○様

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する
法整備のための全国連合会
(略称：LGBT 法連合会)

2019年度予算編成ならびに政策に関する要望書

私たち性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（略称：LGBT 法連合会）は、全国の当事者、支援者、専門家など77の団体から構成される連合体です。

性的指向・性自認に関する困難については、近年報道等を通じて広く知られはじめ、先進的な自治体をはじめとする行政の取り組み、あるいは各種団体の自主的な取り組みが進んでいます。

しかしながら、困難の具体的な実態については、未だ認知されていない部分も多く、必要な支援が十分に行われているとは言い難い状況です。同時に地域や業界によって取り組みの格差が大きく、命が脅かされかねない状況は依然続いています。このような厳しい状況下においてこそ、全国どこにいても性的指向や性自認に関する差別を受けることのない、安心・安全に生きていける環境整備に向けた、政府の積極的な取り組みが必要です。

LGBT 法連合会は、上記のような認識に立ち、全国の賛同団体と政策分野ごとの議論を経て、下記の要望を取りまとめました。待ったなしの状況を重く受け止めていただき、2019年度予算編成ならびに今後の政策において反映いただきますよう、以下の通り要望いたします。

記

●教育分野

(1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日最終改定）別紙2にある「性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの防止」に関し、同方針に示された「教職員の不適切な認識や言動」、および「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施 等について」（平成27年4月30日）に示された「心ない言動」について、「不適切な認識や言動」「心ない言動」の定義を明確にするとともに、その例示を行う。

(2) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る課題を抱えた子どもたちに対す

るいじめ、および上記（１）にて触れた「不適切な認識や言動」「心ない言動」等により学校で直面している困難について、実態の把握を行い、結果を公表する。

- （３）各地の教育委員会、校長・園長、教職員およびスクールカウンセラー等への、性的指向・性自認あるいは性の多様性に関する研修等の実施状況、およびそれらの取り組みへの評価について、全国調査を実施するとともにその結果に応じた施策を講じる。
- （４）教育機関において、性的指向・性自認に関する多様なハラスメント（教職員間のものを含む）を無くすべく、教育委員会等で当事者団体等の意見を踏まえるなど適切な議論を行い、具体的な施策を提示することを促す。
- （５）教育現場における多様な性的指向・性自認への対応のための施策に関して、寄せられた問い合わせ・要望を類型化し、例示や件数の公表を行う。

●雇用労働分野

- （１）セクシュアル・ハラスメントに関する緊急対策の実施においては、人事院規則や厚生労働省のモデル就業規則に位置づけられている、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」についても対策の内容に含める
- （２）パワーハラスメントに関する法整備や施策を実施にするにあたっては、「パワーハラスメント」に「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」も含まれる旨を明示する
- （３）男女雇用機会均等法第 11 条の性的な言動の解釈に、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」を加える
- （４）男女雇用機会均等法の第 5 条、第 6 条に関する解釈指針を変更し、性的指向・性自認を理由とする場合も法の対象とする
- （５）「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」の改訂にあたり、性的指向・性自認に関する課題についても取り上げ、性的指向・性自認に関わらずいきいきと働ける環境整備を進める
- （６）ハローワークにおける性的指向・性自認に関する相談実態について調査し、公表する

●医療福祉分野

- (1) 平成30年よりGID特例法の手術要件についての保険適用が一部なされたが、ホルモン療法については保険適用外である。適用外の理由を明らかにし、適用の対象となるように要望する。
- (2) GID特例法にあるいわゆる5要件について、「性同一性障害」の診断は受けたものの、性別変更の手続きや申請にまで至れない当事者についての調査を実施し、性別変更が叶わない実態について5要件がどのような困難となっているのかを明らかにする。
- (3) 監督官庁は、医療機関において性自認に関して、入院期間中に、患者の望む性別での受入環境の整備状況を調査し公開する。特にすでに環境に配慮した事例については積極的に公開し、研修等に利用する。(例えば、総室(相部屋)、トイレ、更衣室、入浴室の選択に関して患者の望む性別での利用が可能であるか等。)
- (4) 病院等における性的マイノリティを含む患者の法的家族以外の重要他者の扱いについての全国調査を実施する。監督官庁は、公的な病院等における性的マイノリティを含む患者の法的家族以外の重要他者の面会権、手術同意権、情報提供先等の医療側の困難やとまどいを含む実態を実務者に対して調査し、その結果を公表する。また、すでに困難やとまどいに配慮した事例についてもとりまとめ、結果を公表する。
- (5) 調査については、住民基本台帳をもとにした客観的データによる調査を実施すること。特に、このような調査は性的指向や性自認における困難解消のための研修や困難解消対策や施策決定、予算の策定のための資料として必要となるので早期に実施すべきである。困難が複数であり、多分野にまたがっていることから、困難が集中しやすく、市民と対面する機関や支援者など現場感のあるところから積極的に対策をたてていくべきである。
- (6) 保険証における事項の記載について、通名の記載や、法的性別の裏面記載などの配慮施策が、保険者の判断によって可能である旨を徹底通知する。

●公共サービス分野

- (1) 「性的指向・性自認に関するデータ」を「個人情報保護に関する法律」における要配慮個人情報(センシティブデータ)として扱うとともに、このことについて周知徹底を図る。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)における、「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係に

ある相手からの暴力」の適用対象として、加害者・被害者の性別の組合せを問わないことを示すとともに、関係機関・自治体等に対し周知を図る。

- (3) 住民基本台帳施行規則を改正し、自治体が性別欄のない住民票を発行することができるようにする。
- (4) 「印鑑登録証明事務処理要領」等において、自治体が発行する印鑑証明書について、性別欄の削除が望ましい旨を示す。
- (5) 選挙の際の男女別投票者数集計を、全数集計からサンプル集計に簡素化するための調査を行う。また行政は、投票所入場券、投票用紙引替券等に性別記載を行わないことなど、選挙権が実質的に制約されず性別に関するプライバシーが十分保護されるよう施策を講じる。
- (6) 希望者には旅券（パスポート）の性別欄に「X」表記を可能とするために必要な調査を実施する。
- (7) 国勢調査及びその予備調査において、戸籍上同性のカップルの同居世帯の実態について調査する。

●民間サービス分野

- (1) 各民間サービスにおける、性的指向・性自認に関する差別実態の調査を行う。
- (2) 性的指向・性自認に関する課題に取り組まないことによる、社会的損失についての推計を継続的に行う。

以上